

東近江市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

東近江市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 27 日 提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

東近江市職員の退職手当に関する条例（平成17年東近江市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

附則第14項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の東近江市職員の退職手当に関する条例第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した東近江市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であってこの条例の施行の日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

提案理由

国家公務員退職手当法の一部改正に基づく国家公務員の制度改革に準じて、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。